

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人本田記念財団（以下「本財団」という。）の定款第14条、第29条及び第37条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び顧問の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等とは、理事、監事、評議員及び顧問をいう。

(2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、日当及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 本財団の役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用)

第4条 理事長が指定した役員等が本財団主催の会合に出席する場合は、別表のとおり交通費その他の費用を支給することができる。

(公表)

第5条 この基準をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第7条 この基準に定めるほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- この規程は、令和7年7月1日から施行する。
- 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準（平成4年7月制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。

別表

交通費	10,000円/日
日 当	20,000円/日